

和光市役所展示棟宅配ボックス設置事業仕様書

1 目的

和光市役所（以下「庁舎」という。）において、市民や来庁者等に対する利便性の向上を図ることを目的とし、和光市展示棟外部に宅配ボックス設置、維持管理する事業（以下「当該事業」という。）を実施します。

2 事業計画

当該事業の実施者（以下「事業者」という。）は、宅配ボックスの仕様、宅配ボックスの設置に係る施工管理及び広告等の内容に関する事柄についてあらかじめ和光市と協議の上、当該事項を記載した事業計画書を提出していただきます。

3 設置場所

和光市広沢 1 番 5 号 和光市役所展示棟 1 階 レストラン出入口脇（別紙 2 参照）

4 事業の実施期間

- (1) 令和 6 年 4 月末日までに設置してください。なお、設置工事等の日程については、和光市と協議することとします。
- (2) 設置期間は設置日から令和 11 年 3 月 31 日までとします。

5 条件等規格

- (1) サイズ 2, 180mm（幅）× 640mm（奥行き）× 2, 300mm（高さ）以内
- (2) スチール製でメタリック焼付塗装と同程度の仕様を施してください。
- (3) 本体枠の角が鋭利にならないよう加工してください。
- (4) 使用材料等については、環境に配慮した設計とし、省エネ、環境対策として、照明を使用する場合は、光源を LED としてください

6 建物賃貸借契約と電気料

- (1) 事業者は、宅配ボックス設置場所の賃貸借契約を和光市と締結し、その契約に定める貸付料を支払うこととします。
- (2) 電気を使用する場合は、製品カタログ等により申告する消費電力を基に算出し、電気料を支払うこととします。

9 経費等の負担

事業者は、次の各号に該当する経費等を負担するものとします。

- (1) 宅配ボックスの制作、設置及び撤去
- (2) 宅配ボックスの破損、汚損に伴う措置
- (3) 契約終了による現状回復

10 宅配ボックス設置に当たっての留意事項

- (1) 庁舎の維持管理及び災害時の避難誘導に支障とならない場所及び構造とするよう配慮してください。
- (2) 宅配ボックスの転倒、破損等により、庁舎の利用者等に危険を生じさせることがないようにしてください。
- (3) 宅配ボックスの設置及び撤去を行う場合は、事前に市と日程を調整してください。

11 その他

- (1) 設備の状態は良好に保ってください。

- (2) 庁舎施設に負担の少ない方法で固定し、地震等の際の落下や転倒に対する防止策を十分に講じてください。なお、万が一事故等が発生した場合は、事業者の責任において対応してください。
- (3) 合理的な理由により、宅配ボックス本体の移動等の必要が生じた場合は、事業者はその指示に従うこととします。なお、当該指示に従うことにより生じる費用は、事業者の負担とします。
- (4) 電気の使用は、センサー類により待機時等省エネルギー化に努めるものとします。
- (5) 音声の発生する機材の設置は認めません。
- (6) 事故等が発生した場合は、事業者の責任において解決してください。
- (7) 使用許可の期間の満了又は取消しにより宅配ボックスを撤去したときは、速やかに設置場所の原状回復をしてください。
- (8) 契約期間内であっても、庁舎のレイアウト変更により、やむを得ず宅配ボックスの設置場所を協議の上変更する場合があります。
- (9) 和光市の信頼及び品位を損なうことがないように、細心の注意を払ってください。
- (10) この仕様書に明記されていない事項については、和光市と協議の上決定するものとします。